

生徒心得

校内心得

静粛……教室廊下ではできるだけ静かにし、規律正しく行動する。

1. 始業10分前までには登校し、登校後は許可なく校外に出てはならない。やむを得ない場合は学級担任に申し出て、許可を受けなければならない。
2. 予鈴の合図ですぐに教室に入り、始業の合図ですぐ学習ができる態勢をとる。
3. 授業の初めと終わりには礼をする。
4. 授業中は他人の迷惑にならないよう、各自態度行動に注意する。
5. 入室が遅れたとき、又は授業中座席を離れる必要が起こったときは、先生にその理由を述べ許可を得た後に行動する。
6. 学習用具を忘れた場合は、その授業前に担当の先生に届け出る。
7. テスト時間中は話は絶対にしない。また、不正行為等が絶対ないよう各自が十分注意する。
8. 保健室を利用する時は、必ず教科担任に連絡する。
9. 負傷したり病気になった時は、先生に申し

— 14 —

出て、手当を受ける。勝手に薬品を使用しない。

10. 物を紛失した際は係の先生及び担任の先生に申し出、拾得した場合は係の先生に届け出る。
 11. 学用品、金銭などの貸借は一切してはいけない。
 12. 常に胸に名札をつけなければならない。
 13. 校舎内は走ってはいけない。
- 礼儀……時、場所を考えて、中学生らしい態度と言葉遣いにつとめる。
1. 来客や保護者などに会った時にはあいさつをする。
 2. お互いにあいさつをかわす。
 3. 言葉は常に明確におだやかに、はっきりと言う。
 4. 言葉遣いについては、敬語やていねいな言い方に気をつける。
 5. 返事はいつもはっきりと、大きな声で返える。
 6. 先生の用事で職員室に物を取りにいった際は、在室の先生にその理由を告げてから、用事をすませる。
- 公德……他人の事を思い、迷惑にならないように心がけて、常に明るく楽しい学校生活を創り上げるように努力する。

— 15 —

1. 学校の器具標本、図書等の公共物を大切に取り扱い、後始末をよくする。
2. 自分の教室は皆で整理整頓し、机、椅子は特に大切に扱う。
3. 備品として定位置に置かれているものは勝手に動かさない。
4. 作業、清掃は協力して、能率をあげるようにし、後始末をよくして、常に校内の清潔を保つように心がける。
5. 足もとに紙くずやごみなどが落ちていれば進んで拾いごみ箱にすてる。
6. 公共物（特にガラス）を破損した場合は担任の先生及び係の先生に届け出てその指示をうける。

— 16 —

登下校の心得

1. 遅刻をしないように余裕をもって登校する。
2. 登下校の際に飲食店に出入したり、飲食しながら歩くなど不作法な行為をしてはならない。
3. 登下校の際に先生や学友に対しては、お互いにあいさつをする。
4. 下校の際に理由なしに寄り道しない。
5. 進んで交通道徳を守り公衆の模範になるよう心がける。
6. 授業終了後はすみやかに下校すること。部活動、その他で放課後居残った場合は、その活動終了後、責任を持って後片付けや戸締りをして最終下校時刻までに必ず下校する。下校の際はできる限り集団で帰り、人通りの少ない道は避けるようにする。
7. 休日、休暇に登校する場合には次のことを守らねばならない。
 - ・標準服又は部活動の服装で登校する。
 - ・許可した場合以外は立ち入らない。
 - ・下校の際には後片付け、戸締りをして担当の先生に連絡する。

— 17 —

校外の心得

学校で学んだことや、きめられた事がらすべてを生活に十分に表わすよう心がけ、学校とその他の場所とで別々にならないよう留意すること。

1. 余暇を有意義に活用する。
 - ・自学、自習に努める。
 - ・進んで家事の手伝いをする。
 - ・危険な遊びや危険な場所へ近づかない。
2. 外出の場合は必ず行先や用件、帰宅予定時刻等を家人に告げて許可を受ける。
3. 校外では常に東中学校の生徒であるという自覚をもって行動する。
4. 本校生徒の事故、トラブル等を発見した場合にはすみやかに学校へ連絡する。
5. ゲームセンター、カラオケ、映画、その他の催場は生徒同士で行ってはならない。
6. 夜間は原則として外出しないように、また日中でも人通りの少ない道路は通行しないようにする。

— 18 —

休暇中の心得

1. 学習について
 - ① 休暇中の学習宿題等はあらかじめ計画表を作り、その計画によって実施する。
 - ② 平素できない趣味を伸ばすことにつとめ、教科その他について不足するところも補う。
2. 家庭生活について
 - ① 進んで家事の手伝いをするように心がける。
 - ② 規則正しい生活習慣を休暇に入っても続ける。なお金銭のむだ遣いをしない。
3. 健康について
 - ① 早寝早起きの習慣をつけ、規則的な生活を心がける。
 - ② 暴飲・暴食をしない。特に、食中毒には気を付ける。
 - ③ 外出より帰宅の際は、うがい、手洗いをする。
 - ④ 受診勧告のあったものや、病気、ケガ等については、休暇中を利用して、受診、治療に努める。
4. 安全教育について
 - ① 指導者のない子供達だけの会（水泳、キャンプ、ハイキング、クラス会等）には参加しない。
なお不審な点は必ず学校に問い合わせる。

— 19 —

- ② 校外の心得（P18）をよく守り実践する。
 ③ 一身上に何かの事故がおければ直ちに学校まで届け出る。

5. 届書の心得

- ① 遅刻、早退、欠課、欠席、見学、忌引等許可願の際は生徒手帳の届欄に必要事項を記入し保護者捺印の上、学級担任及び教科担任に届ける。
 ② 次の場合には保護者連署の届書を出す。
 ・本人又は同居人・近所に法定伝染病が発生した場合。
 ・保護者又は本人の住所・身分等に変更を生じた場合。
 ・保護者が代わった場合。

備考

忌引日数

- ・父 母……7日
- ・祖 父 母……3日
- ・兄弟姉妹……3日
- ・伯叔父母……2日

6. 証明書が必要なとき

- ・在学証明書（通学証明書）学生旅客運賃割引証等が必要な場合は、所定の用紙に必要な事項を記入し、保護者から担任の先生へ提出する。

服装規定と持ち物の心得

服装は中学生らしく、また、常に東中学校生徒としての品位と誇りを保ち、清潔端正に心掛けること。

1. 男女の頭髮

清潔で中学生らしい髪型とする。

次の行為は禁止する。

- ① 染色、パーマ、脱色。
- ② 特殊な工夫や流行を追った髪型。
- ③ 極端な刈り上げ。
- ④ 整髪料（ワックス、スプレー等）。
- ⑤ ヘアーバンド、髪飾り、パッチンピン。

〈男子〉

髪が目、耳、えりにかぶさる長髪は禁止とする。ツーブロック、ソフトモヒカン、アシンメトリー、トップとサイドの長さが著しく異なる髪型等は禁止。

〈女子〉

肩の線より長い髪は頭の後ろで1つ、又は、2つに編むかくくる。前髪が目にかからないようにする。ゴム・ピンは黒色のみ可。アシンメトリー、くくらず顔のサイドに垂らす横髪等は禁止。

2. 男女の服装

男女とも冬服・夏服のいずれでも構わない。

（個人で調整すること。）ただし、入学式や卒業式、文化発表会といった式典・行事等の際には学校で服装を指定する。

〈男子〉

- ① 詰襟の標準服で、色は黒、上衣の胸・袖のボタンは制定の金ボタンをつける。また、首元には必ずカラーをつける。※カラーはバイピング（埋め込み式）も可。
- ② 白色の開襟又はカッターシャツに黒ズボン。

上記の①、②のいずれでも構わない。ただし、標準服の下は、必ず白色の開襟又はカッターシャツを着用する。その際、長袖・半袖のどちらでも構わない（ボタンダウンは禁止）。また、ズボンには指定のベルト、又は、それに準ずる黒のベルトを使用する。

〈女子〉

- ① 制定のブレザーで、色は紺、必ず制定のリボンをつける。
- ② 白色の半袖又は長袖のカッターシャツ（上に制定ベスト着用可）にスカート。

上記の①、②のいずれでも構わない。ただし、制定のブレザー着用の際は、必ず白色のカッターシャツを着用する。その際、長袖・半袖のどちらでも構わない。スカートの長さは膝が隠れる程度にする。極端に

- 長くしたり、短くしたりすることは禁止。
 3. 靴 白一色の運動靴でひものあるもの。
 4. 靴 下 白色の無地で、ひざとくるぶしの間程度の長さとする。フンポイント、ハイソックス、ルーズソックス、ライン入りは禁止。

5. 名 札

左胸に名札のついた学年色ホルダーをつける。校章、組章、委員バッジは右記のようにつける。



6. カバン

本校制定の第1カバンを使用する。なお別に本校制定の第2カバンを使用する。シールやキーホルダーをつけたり、落書きをしたりすることは禁止。ただし、防犯ブザーはつけてもよい。

7. 防寒具

- ① オーバー、コート、マフラー等の防寒具は禁止。ただし、学校指定のウインドブレーカーは着用してもよい。
- ② セーター又はベストを着用してもよい。ただし、紺又は黒系一色のVネックのものとする。また、シャツの上に防寒用のセーター又はベストのみを着用して過ごすことはできない。

- ③ 手袋は登下校時のみ着用してもよい。また、女子は防寒用としてうすだいたい色のストッキングを着用してもよい。

8. その他

- ① 持ち物には必ず学年、組、名前を明記する。
- ② 生徒手帳は常に携帯する。
- ③ 腕時計は使用してもよいが、自己管理を徹底する。ただし、スマートウォッチなどの時計以外の機能があるものは禁止。
- ④ 化粧やマニキュア、ピアスやイヤリング等の装飾品は禁止。
- ⑤ キーチェーンの使用は禁止。鍵はカバンもしくはポケットの中に入れて管理すること。
- ⑥ リップクリームは原則として禁止。ただし、理由がある場合は許可する。（担任に届出）
- ⑦ 刃物、玩具、菓子類など、学習に不必要な物は一切持って来ない。
- ⑧ 水筒を持ってきててもよい。ただし、中身はお茶か水とする。また、ペットボトルを水筒がわりにしてもよい。
- ⑨ タオルはハンドタオルを使用する。

生 徒 手 帳

大阪市立東中学校

令和5年度より

服装規定と持ち物の心得 (R5)

服装は中学生らしく、また、常に東中学校生徒としての品位と誇りを保ち、清潔端正に心掛けること。

1. 男女の頭髪

清潔で中学生らしい髪型とする。

次の行為は禁止する。

- ① 染色、パーマ、脱色。
- ② 特殊な工夫や流行を追った髪型
- ③ 極端な刈り上げ。
- ④ 整髪料（ワックス、スプレー等）。
- ⑤ ヘアーバンド、髪飾り、パッチンピン。

〈男子〉

髪が目、耳、えりにかぶさる長髪は禁止とする。
ツーブロック、ソフトモヒカン、アシンメトリー、トップとサイドの長さが著しく異なる髪型等は禁止。

〈女子〉

肩の線より長い髪は頭の後ろで1つ、又は、2つに編むかくる。前髪が目にかからないようにする。ゴム・ピンは黒色のみ可。アシンメトリーは禁止。

2. 男女の服装

男女とも冬服・夏服のいずれでも構わない

（個人で調整すること）。ただし、入学式や卒業式、文化発表会といった式典・行事等の際には学校で服装を指定する。

〈男子〉

- ① 詰襟の標準服で、色は黒、上衣の胸・袖のボタンは制定の金ボタンをつける。また、首元には必ずカラーをつける。※カラーはパイピング（埋め込み式）も可。
- ② 白色の半袖又は長袖の開襟又はカッターシャツに黒ズボン。

上記の①、②のいずれでも構わない。ただし、標準服の下は、必ず白色の開襟又はカッターシャツを着用する。その際、長袖・半袖のどちらでも構わない（ボタンダウンは禁止）。また、ズボンには指定のベルト、又は、それに準ずる黒のベルトを使用する。

〈女子〉

- ① 制定の紺のブレザーにスカートもしくはスラックス。
- ② 白色の半袖又は長袖のカッターシャツ（上に制定ベスト着用可）にスカートもしくはスラックス。

上記の①、②のいずれでも構わない。ただし、必ず制定のリボンをつける。また、制定

さは膝が隠れる程度にする。極端に長くしたり、短くしたりすることは禁止。

3. 靴 白一色の運動靴でひものあるもの。

4. 靴 下 白色で無地で、ひざとくるぶしの間程度の長さとする。ワンポイント、ハイソックス、ルーズソックス、ライン入りは禁止。

5. 名 札

左胸に名札のついた学年色ホルダーをつける。校章、組章、委員バッジは右記のようにつける。

6. カバン

本校制定の第1カバンを使用する。なお別に本校制定の第2カバンを使用する。シールやキーホルダーをつけたり、落書きをしたりすることは禁止。ただし、防犯ブザーはつけてもよい。

7. 防寒具

① 学校指定のウインドブレーカーは着用してもよい。

② セーター又はベストを着用してもよい。ただ

③ 手袋は登下校時のみ着用してもよい。また、女子は防寒用としてうすだいい色のストッキングを着用してもよい。

8. その他

① 持ち物には必ず学年、組、名前を明記する。

② 生徒手帳は常に携行する。

③ 腕時計は使用してもよいが、自己管理を徹底する。ただし、スマートウォッチなどの時計以外の機能があるものは禁止。

④ 化粧やマニキュア、ピアスやイヤリング等の装飾品は禁止。

⑤ キーチェーンの使用は禁止。鍵はカバンもしくはポケットの中に入れて管理すること。

⑥ リップクリームは原則として禁止。ただし、理由がある場合は許可する。(担任に届出)

⑦ 刃物、玩具、菓子類など、学習に不必要な物は一切持って来ない。

⑧ 水筒を持ってきててもよい。ただし、中身はお茶か水とする。また、ペットボトルを水筒がわりにしてもよい。

⑨ タオルはハンドタオルを使用する。

⑩ 日傘は使用してもよい。